

訂補重版出來！

內容見本御申越次第贈呈

道路職員必携

三五判壹千百餘頁
レザークロース裝函入
定價 金 五 圓
送料 {内地 金十四錢
臺灣、朝鮮、滿洲
支那 金十八錢}

本書は道路改良計畫竝に其の設計の指針として、本會が特に道路技術竝に行政の權威者三十餘名の方に執筆を依頼し完成したるものにして、内容は豊富に且つ記述も實に精緻を極めたもので、印刷装幀も鮮麗優雅にて携帶に便なるハンドブックである。

殊に道路構造令・街路構造令及細則につきても詳細に記載せる點に於ては、他に未だ嘗てその比を見ざるものにして斯界人士の必須書である。

目次 第一編總論、第二編道路の設計、第三編土工、第四編道路の排水設備、第五編舗裝の構造及施工、第六編工作物、第七編都市計畫街路、第八編交通整理及街路照明の施設、第九編道路材料、第十編維持及修繕、第十一編要路用器具機械、第十二編示方書、第十三編法規、(附錄 測量に關する諸表其他)

本會々員及學生に限り
特價金參圓五十錢に頒つ

發行 社 法 團
發賣所 好 文 館 書 店
道 路 改 良 會

東京市小石川區諏訪町五十六番地
振替 東京 九〇二
電話小石川(85)二三七七、二三七八、二三七九番

改正自動車交通事業法及附屬命令 (其ノ三)

自動車交通事業法施行ニ關シ取扱方ノ件

昭和十六年二月一日鐵道省訓令第一號

第一條 旅客自動車運輸事業ノ運輸系統ノ新設又ハ變更ニ

シテ其ノ全部又ハ一部ガ東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市、名古屋市、廣島市及福岡市内ニ關スルモノヲ認可セントスルトキハ處分前鐵道大臣ニ稟伺スベシ

第二條 路線ガ接續スルニ以上ノ旅客自動車運輸事業者ガ相互ニ又ハ一方的ニ他ノ路線ニ自動車ヲ乗入レ直通運輸ヲ爲サントスル事業計畫ノ變更ヲ認可セントスルトキハ處分前鐵道大臣ニ稟伺スベシ

第三條 旅客自動車運送事業ノ經營ヲ免許セントスルトキ又ハ事業計畫中事業種別ノ變更ヲ認可セントスルトキハ處分前鐵道大臣ニ稟伺スベシ

第四條 旅客自動車運送事業ノ事業計畫中運賃ノ新設若ハ變更ヲ命ジ又ハ認可セントスルトキハ處分前鐵道大臣ニ稟伺スベシ但シニ以上ノ事業者ニ共通スル運賃ヲ新設又

ハ變更セントスルモノナルトキハ其ノ要旨ニ付稟伺スルコトヲ得

路線旅客自動車運送事業ニ付重要ナル路線ノ變更ヲ認可セントスルトキ又ハ團體旅客自動車運輸事業ニ付目的地若ハ出發地ノ變更ヲ認可セントスルトキ亦前項ニ同ジ

第五條 貨物自動車運送事業ニ關シ自動車交通事業法第十條ノ六ノ規定ニ依ル處分（區域貨物自動車運送事業ノミニ關スル場合ヲ除ク）ヲ爲サントスルトキハ處分前鐵道大臣ニ稟伺スベシ區域貨物自動車運送事業ノ事業計畫中運賃及運輸ニ關スル料金ノ新設若ハ變更ヲ命ジ又ハ認可セントスルトキ亦同ジ但シニ以上ノ事業者ニ共通スル運賃及運輸ニ關スル料金ヲ新設又ハ變更セントスルモノナルトキハ要旨ニ付稟伺スルコトヲ得

第六條 小運送業法ニ依リ新ニ貨物自動車ヲ使用シテ小運送業ヲ營ムコトノ免許又ハ同法施行規則第九條ノ規定ニ依リ貨物自動車ヲ使用スルコトノ認可ヲ受ケタル小運送業者ニ對シ自動車交通事業法施行規則第六十八條第二項

ノ規定ニ依ル認可ヲ爲サントスルトキハ處分前關係鐵道局長ト商議スベシ小運送業者ニ對シ貨物自動車運送事業經營ノ免許ヲ爲シ又ハ事業ノ讓渡若ハ合併ニ因ル事業承繼ノ許可ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

第七條 小運送業者ニシテ貨物自動車運送事業ヲ經營スルモノニ對シ左ノ處分ヲ爲サントスルトキハ處分前關係鐵道局長ト商議スベシ

- 一 事業ノ休止又ハ廢止ノ許可
- 二 管理ノ委託及受託

三 自動車交通事業法第十六條ノ六ノ規定ニ依ル處分
四 免許ノ取消又ハ事業ノ停止

第八條 區間貨物自動車運送事業ノ休止及廢止ヲ許可シタルトキハ其ノ都度鐵道大臣ニ之ヲ報告スベシ

第九條 組合及聯合會ニ關シ左ノ書類ヲ進達セントスルト

- キハ意見ヲ附スベシ
- 一 創立總會開催ノ認可申請書
- 二 設立認可申請書

三 自動車交通事業法第十六條ノ十八第二項ノ規定ニ依ル認可申請書

四 自動車交通事業法施行規則第九十三條第二項但書ノ規定ニ依ル認可申請書

第十條 組合又ハ聯合會ノ設立ノ認可ヲ爲サントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル書類ノ外定款及申請書ノ寫ヲ添へ處分前鐵道大臣ニ稟伺スベシ

- 一 設立ニ關スル意見
- 二 事業計畫ノ概要

三 組合員トナルベキ者ノ數
四 役員ノ氏名及經歷

五 其ノ他參考トナルベキ事項
第十一條 組合及聯合會ニ關シ左ノ處分ヲ爲サントスルト

- キハ處分前鐵道大臣ニ稟伺スベシ
- 一 定款ノ重要ナル事項ニ關スル變更ノ認可
- 二 統制規程ノ制定又ハ變更ノ認可
- 三 合併又ハ解散ノ決議ノ認可

四 統制規程變更ノ命令

五 自動車交通事業法第十六條ノ二十五ノ規定ニ依ル命

令

六 事業ノ停止又ハ役員ノ解任

第十二條 自動車運送事業ニ關シ左ノ書類ヲ進達セントス

ルトキハ意見ヲ附スベシ

一 事業讓渡許可申請書

二 合併ニ因ル事業承繼許可申請書

三 管理ノ委託及受託ノ認可申請書

四 共同經營認可申請書

五 旅客自動車運送事業及貨物自動車運送事業ノ事業計

畫中事業種別變更認可申請書

第十三條 旅客自動車運輸事業又ハ貨物自動車運送事業ニ

關シ管理ノ委託及受託ノ認可ヲ爲サントスルトキハ左ノ

條件ヲ附スベシ

一 鐵道大臣、地方長官又ハ鐵道局長管理ノ委託及受託

ヲ爲シタル事業ニ關シ事業上ノ報告ヲ爲サシメ、書類

ヲ提出セシメ又ハ監査員ヲ派遣シテ事業ノ狀況ヲ監査

セシメントスルトキハ受託者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

二 鐵道大臣又ハ地方長官公益上ノ必要ニ因リ委託者ニ

對シ改善命令ヲ發シタルトキハ受託者ハ其ノ實施ニ付

委託者ト共ニ其ノ責ニ任ズルモノトス

三 委託者又ハ受託者管理ノ委託及受託ヲ爲シタル事業

ノ經營ニ關シ法令、法令ニ基キテ爲シタル處分又ハ處

分ニ附シタル條件ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行爲ヲ

爲シタルトキハ鐵道大臣又ハ地方長官ハ管理ノ委託及

受託ノ認可ヲ取消スコトアルベシ受託者ノ管理執行不

確實又ハ資産狀態ノ著シキ不良其ノ他ノ事由ニ因リ受

託ヲ繼續セシムルニ適セズト認メタルトキ亦同ジ

第十四條 自動車交通事業ニ關シ廳府縣令ヲ制定シ又ハ變

更セントスルトキハ案ヲ具シ鐵道大臣ニ稟伺スベシ

第十五條 本令ニ依リ稟伺ヲ經タルモノヲ處分シタルトキ

ハ其ノ都度鐵道大臣ニ之ヲ報告スベシ

附 則

昭和八年鐵道省訓令第一號ハ之ヲ廢止ス

〔參照〕

昭和八年九月二十五日鐵道省訓令第一號ハ本號ト同伴ナリ

自動車交通事業法中改正法律施行ニ關スル件

(昭和十六年三月二十二日
監陸第五〇九號)

監督局長

土木局長

警保局長

各地方長官宛(警視總監ヲ含ム)

依命通牒

今般自動車交通事業法中改正法律實施セラレ同法施行ニ

關シ客月一日鐵道省訓令第一號發セラレ候處尙左記事項

留意相成度

追テ本法改正法律實施前ニ於ケル同法施行ニ關スル通牒

中昭和八年十月三日監雜第六九八號(施行ニ關スル件)

昭和八年十一月二十二日監雜第八二八號ノ一(登錄ニ關

スル件) 昭和九年四月十二日監陸第二二三〇號(業態整

理ノ件) 昭和十年十月八日監陸第一〇八六號(大型事業取扱方ノ件) ハ自然消滅ノ儀ト了知相成度

記

一、旅客自動車運輸事業ニ關スル件

(一) 路線變更ニ關シテハ從來事業計畫ノ變更トシテ處理シタルモノ今後新設セラルル路線ニ付テハ凡テ事業經營ノ免許ヲ要スルコトナリタルヲ以テ路線變更ノ取扱ニ付テハ新設セラルル路線ノ事業經營ノ免許後運輸開始認可ニ當リ一部事業ノ廢止許可ヲ同時處分スルコト尙本法第三十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル省令第二條第一號ハ國道、指定府縣道以外ノ道路又ハ一般通行ノ用ニ供スル通路ノ新設改築アリタル場合ニ於テ舊道部分ニ依ル事業ヲ一部廢止ニ代ル新道部分ニ依ル事業經營ノ免許ノ場合ニ限り委任スルモノナルヲ以テ右以外ノ場合ニ於ケル路線變更ニ付テハ當該事業經營ノ免許申請書ヲ鐵道省ニ提出スルト同時ニ其ノ副本ヲ内務省ニ提出スベキ

ノナルコト

(一) 事業計畫中車輛ノ車體ノ變更ニ關シテハ旅客自動車運輸事業設備規程ニ適合セザル場合ヲ除キ本法施行規則第九條ニ依リ届出ヲ以テ足ルコトトナリタルガ車輛幅ニ變更ヲ來シ昭和十一年一月十四日內務省發土第二號土木局長、警保局長依命通牒ニ依ル道路規格ニ適合セザルニ至ル場合ハ之ヲ含マザルモノナルヲ以テ取扱上留意スルコト

(二) 旅客自動車運輸事業設備規程第三條ノ規定ニ依ル車輛ノ稱呼記號中數字ハ旅客定員ヲ表シ居ルモ車室内ニ荷物積載設備ヲ設クル場合ハ旅客定員ヲ示サザルコトアルヲ以テ取扱上留意スルコト

(三) 直通運轉ニ關スル事業計畫變更ニ付テハ已ムヲ得ザル特別ノ事情アル場合ニ限り便宜之ヲ認ムル方針ナルヲ以テ篤ト留意スルコト

(四) 事業ノ管理ヲ委託シタル場合ハ委託者ノ名義ヲ用ヒ且委託者ノ損益計算ニ於テ當該事業ヲ管理スル

モノト解釋スルコト

(一) 會社解散ノ認可申請ニ當リテハ事業ノ廢止申請ヲ同時ニ爲サシムル如ク取扱フコト

(二) 旅客自動車運送事業及特定旅客自動車運送業ニ關スル件

(一) 旅客自動車運送事業ニ於テ事業種別ノ變更ハ事業計畫ノ變更トナルモ已ムヲ得ザル場合ノ外事業種別ノ變更ハ之ヲ認メザル方針トスルコト

(二) 旅客自動車運送事業經營ノ新規免許ハ原則トシテ之ヲ爲サザルコトトシ事業ノ統制方針ニ反セズ且交通需給ノ關係ヨリ公益上眞ニ必要已ムヲ得ザル場合ニ限り詮議ヲ爲スコト

(三) 特定旅客自動車運送業ニ關シテハ無償ノ場合ニ於テモ許可ヲ要スルコトトナリタルガ有償無償ヲ問ハズ之ガ申請ニ對シテハ其ノ必要ノ有無及他ノ旅客自動車運輸事業又ハ旅客自動車運送事業ニ及ボス影響ノ有無等ヲ嚴重審査ノ上慎重ニ取扱フコト

(四) 従前ノ規定ニ依リ免許ヲ要セズシテ經營シタル
自己ノ専用ニ供スルモノニシテ特定ノ學校、工場等
ガ無償ニテ其ノ學生、生徒、職工其ノ他ノ特定人ヲ
運送スルモノ(所謂無償特定事業)ハ特定旅客自動
車運送業規則ニ依リ許可ヲ要スルコトトナリタルヲ
以テ同規則附則ニ基キ關係者ヲシテ必要ナル手續ヲ
トラシムルコト

(五) 右ノ外本事業ノ取扱方ニ關シテハ地方的交通事
情ニ依リ巴ムヲ得ザル場合ノ外道府縣間ノ取扱方ヲ
異ニスルガ如キコトヲ避クルタメ事業ノ免許、許可、
認可等ノ方針並ニ取扱方ニ關シ重覆ナル事項ヲ定メ
又ハ指示セントスルトキハ豫メ當省ニ打合又ハ報告
スルコト

三、貨物自動車運送事業ニ關スル件

(一) 事業ノ新規免許ハ原則トシテ之ヲ爲サザルコト
トシ、事業ノ統制方針ニ反セズ且運送需給ノ關係ヨ
リ公益上眞ニ必要已ムヲ得ザル場合ニ限り詮議ヲ爲

スコト

(一) 法人格ヲ有セザル組合ハ事業ノ主體トラシメザ
ル方針ヲ採ルコト

(二) 區間貨物自動車運送事業ト其ノ本據地ヲ含ム府
縣ノ區域ヲ主タル事業區域トスル區域貨物自動車運
送事業トハ一免許事業トシテ取扱フコト

(四) 區間貨物自動車運送事業者ガ其ノ營業所ニ於テ
運送品ノ集貨配達ノミニ使用スル車輛ハ之ヲ其ノ區
間貨物自動車運送事業ニ屬スルモノトシテ處理スル
コト

(五) 靈柩自動車ヲ以テ爲ス事業ハ區域貨物自動車運
送事業トシテ取扱フコト

(六) 本法施行規則第五十條第二項ノ規定ニ依リ區間
貨物自動車運送事業經營免許ノ申請書類ノ副本ヲ內
務大臣ニ提出スル場合ニ於テハ車輛運行經路中主ト
シテ使用スル道路ニ付昭和十一年一月二十二日內務
省發第一四號土木局長通牒ノ様式ニ依ル道路現況調

書（道路ヲ示ス略圖ヲ含ム）ヲ添附スルコト

(七) 本法第十六條ノ二ノ「一般ノ需用ニ應ジ」ハ廣義ニ之ヲ解釋シ或ル期間主トシテ特定ノ荷主ノ物品ヲ運送シ又ハ特殊ノ物品ニ限ル運送スル場合ノ如キモ之ヲ一般ノ需用ニ應ズルモノトスルコト

一般ノ需用ニ應ゼズシテ自動車ヲ使用シテ物品ヲ運送スル事業ハ原則トシテ之ヲ認メザルコト

(八) 區間貨物自動車運送事業ハ常時事業區間ヲ定メ二口以上ノ物品ヲ同一車輛ニ依リ混載輸送ヲ爲スコトヲ目的トスル事業ト解スベキコト

此ノ場合一口ノ物品トハ發荷主、著荷主及運送條件ヲ等シクシ同時ニ託送セラルル一車未滿ノ物品ト解スベキコト

(九) 區域貨物自動車運送事業ハ貸切輸送ヲ爲スル原則トスルコト（例外ハ貨物自動車運送事業運輸設備會計規程第十條但書ノ場合ニ限ルモ停車場、市場、倉庫等ノ所在スル市町村外ニ在ル營業所、荷捌所等

ヲ介シテ此等ノ場所ニ搬入又ハ搬出スルモノハ此ノ範圍ヲ逸脱スルモノト解スルコト）

同一市町村内ノミニ於ケル多數荷主ノ物品ノ混載輸送（集貨配達）ハ區域貨物自動車運送事業ニ於テモ行ヒ得ルコト

(十) 自動車交通事業法施行規則第四十九條第一項第三號ノ事業區間又ハ事業區域ノ記載方ハ左記ニ依ルコト

(1) 事業區間ノ兩端ノ地及主ナル營業地ハ最小行政區畫（市町村等）ノ名稱ヲ以テ表スコト

(2) 區域貨物自動車運送事業ノ主タル事業區域ハ府縣ノ範圍ヲ超エシメザルコト

(十一) 事業經營ノ免許ノ際指定スル事業開始ノ期間ハ六月ヲ標準トスルコト

事業計畫變更ノ認可ヲ爲シ車輛ノ最大積載量別輛數ヲ増加スル場合モ亦右ニ準ジ適當ニ其ノ實施期間ヲ定ムルコト

(十二) 車輛ノ代替ハ之ニ依リ最大積載量別輛數ニ變更ヲ生ズルモノ又ハ新車ヲ以テスルモノハ事業計畫ノ變更トシテ認可ヲ要シ、新車ニ依ラズ單ニ車名又ハ年式ノミニ變更アルモノハ事業計畫ノ變更トシテ届出ヲ要スルモノナルモ、被代替車ト同一ノ車名、年式及最大積載量ノ車輛ヲ以テスルモノハ認可モ届出モ要セザルコト

(十三) 區間貨物自動車運送事業ノ事業計畫變更認可ヲ爲シ又ハ届出アリタルトキハ其ノ要旨ヲ鐵道大臣及關係鐵道局長ニ報告スルコト

(十四) 貨物自動車運送事業種別ノ變更ハ事業計畫ノ變更トナルヲ以テ從來貨切事業ノ免許ヲ受ケ常時事業區間ヲ定メ小口貨物ノ混載輸送ヲ爲シ居リタル者ニシテ今後尙該行爲ヲ繼續セントスルモノニ付テハ(1)區域貨物自動車運送事業ニ該當スル行爲ヲ爲サザルモノナルトキハ區間貨物自動車運送事業ノミノ事業(2)區域貨物自動車運送事業ニ該當スル行爲ヲ

モ爲スモノナルトキハ區間貨物自動車運送事業及區域貨物自動車運送事業ノ事業ニ夫々事業計畫中事業種別變更ノ認可申請手續ヲ爲サシムルコト

右申請ハ來ル六月末日迄ニ爲サシメ當該申請ニ對スル拒否ノ處分ノ日迄ハ當該申請者ガ從來爲シタル程度ニ於テ區間貨物自動車運送事業ニ該當スル行爲ヲ爲スモ差支ナキコトトスルコト

右申請書ニ記載スベキ區間貨物自動車運送事業ノ運賃及運輸ニ關スル料金(集配料ハ凡ソ四軒以內ノ普通ノ集配ニ對シテハ之ヲ收受セザルモノトス從ツテ特別集配料ノミ必要ニ應ジ記載スルコト)ハ當該地方ニ於テ標準ト爲スベキ公定ノモノアル場合ハ其レヲ記載セシメ然ラザル場合ハ實施中ノモノヲ記載セシムルコト

(十五) 貨物自動車運送事業ノ讓渡ハ事業ノ統制ヲ考慮シ原則トシテ既存事業者以外ヘノ讓渡ハ許可セザルコト

但シ個人ノ事業者ヲ會社組織ニ改ムル場合及ニ以上ノ事業者ガ統合シテ新會社ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト

(十六) 貨物自動車運送事業ノ讓渡ハ事業ノ廢止及免許トシテ之ヲ處理セズ本法施行規則第五十六條所定ノ手續ニ依ルコト

(十七) 地方長官ニ於テ自動車交通事業法第十六條ノ八ニ於テ準用セル同法第十四條ノ規定ニ依リ區間貨物自動車運送事業ノ免許ヲ取消シ又ハ事業ヲ停止セシムル場合ハ豫メ鐵道大臣ニ稟伺スルコト

(十八) 自動車交通事業法施行規則第六十八條第一項ノ事業者ガ一般ノ區域貨物自動車運送事業ヲ讓受ケタルトキハ其ノ事業全體ガ一般ノ區域貨物自動車運送事業トナルモノト解釋スルコト、一般ノ區域貨物自動車運送事業者ガ同條同項ノ制限アル事業ヲ地方長官ノ認可ヲ受ケ讓受ケタル場合亦同ジキコト

(十九) 貨物自動車運送事業運輸設備會計規程第四條

第五條、第六條、第七條及第十二條ニ規定スル事項ハ既ニ他ノ法令ニ依リ實施中ノモノヲ除キ來ル六月末日迄ニ適合セシムル様適當ニ指導スルコト

(二十) 前記第一號(五)(六)ニ關シテハ貨物自動車運送事業ニ付テモ同様ニ取扱フコト

區間貨物自動車運送事業ノ管理ノ委託及受託ニ關シ自動車交通事業法施行規則第六十二條第四項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ要旨ヲ鐵道大臣及關係鐵道局長ニ報告スルコト

四、自動車道事業ニ關スル件

(一) 本法施行規則第一百十四條ノ規定ニ依リ一般自動車道ノ供用開始ノ認可申請書ヲ受付ケタルトキハ工事ヲ檢査シ支障ナシト認メタル場合ニ限り供用開始ヲ認可スルコト

(二) 本法施行規則第三百三十二條ノ規定ニ依リ每營業年度ノ經過後二月以内ニ事業概況報告書ノ提出ヲ要スルコトトナリタルヲ以テ遲延等ノコトナキ様注意

セシムルコト

一般自動車道構造令

昭和八年八月五日内務省令
昭和十六年一月三十日同改正

第一條 一般自動車道ハ二車線以上ノ有效幅員ヲ有セシム

ベシ

一車線ノ幅員ハ三米トス但シ四車線以上ト爲ス場合ニ於テハ一車線ノ幅員ヲ二米七五ト爲スコトヲ得

第二條 有效幅員ノ兩側ニハ幅員五十糎以上ノ路肩ヲ設ク

ベシ

第三條 縦斷勾配ハ二十分ノ一ヨリ急ナルコトヲ得ズ但シ

特殊ノ箇所ニ於テ相當ノ距離毎ニ緩ナル勾配ヲ有スル區間ヲ設クル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 縦斷勾配ノ變移スル箇所ニ於テハ相當ノ縦斷曲線

ヲ設クベシ

第五條 曲線ノ半徑ハ三百米以上ト爲スベシ但シ特殊ノ箇

所ニ於テハ百米迄之ヲ短縮スルコトヲ得

第六條 視距ハ百三十米以上ト爲スベシ但シ特殊ノ箇所ニ

於テハ八十米迄之ヲ短縮スルコトヲ得

第七條 路面ニハ左右對稱ノ橫斷勾配ヲ附スベシ

第八條 曲線ノ半徑五百米以下ノ箇所ニ於テハ屈曲部ノ内

側ニ於テ有效幅員ヲ相當擴大シ路面ノ橫斷勾配ハ片勾配ト爲スベシ

片勾配ハ十二分ノ一ヨリ急ナルコトヲ得ズ

第九條 前條ノ場合ニ於テハ屈曲部ノ兩端ニ相當ノ長ノ緩

和區間ヲ設クベシ

第十條 曲線ノ背向スル箇所ニ於テハ兩曲線間ニ相當ノ長

ノ緩和區間ヲ設クベシ

第十一條 有效路面、橋梁、溝橋其ノ他ノ工作物ハ九廳又

ハ十三廳以上ノ自動車ノ通過ニ耐フル構造ト爲スベシ

第十二條 有效路面ハ適當ナル材料ヲ以テ鋪裝スベシ

第十三條 隧道内及上部構構ヲ有スル橋梁ノ路面上ノ有效

高ハ四・五米以上ト爲スベシ一般自動車道ガ橋下ヲ通過

スル場合ニ付亦同ジ

第十四條 測溝ノ深及底幅ハ三十糎以上ト爲スベシ

第十五條 路端ノ高ハ特殊ノ箇所ヲ除クノ外水流水面ノ最高水位上三十糎以上ト爲スベシ

第十六條 一般自動車道ハ一般ノ道路、自動車道、一般通行ノ用ニ供スル通路、鐵道、軌道等ト平面交叉ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ適當ナル保安設備ヲ設ケタルトキニ限り一般ノ道路又ハ一般通行ノ用ニ供スル通路ト平面交叉ヲ爲スコトヲ得

第十七條 駐車場、給油所、使用料金徵收所、事務員駐在所其ノ他ノ工作物ハ有效路面外ニ設クベシ

第十八條 車線ノ限界ニハ限界線ヲ設クベシ
限界線ハ路面ト異ル色ヲ以テ表示スベシ

四車線以上ノ一般自動車道ニ在リテハ往路復路ノ區劃ヲ爲シ交通ヲ安全ニ分離スル施設ヲ爲スベシ

第十九條 出入口、屈曲部其ノ他必要ナル箇所ニハ速度制限標ヲ設クベシ

第二十條 交通上危險ノ虞アル坂路、屈曲部、斷崖等ニハ

警戒標、防護柵其ノ他必要ナル設備ヲ爲スベシ

警戒標ノ様式及其ノ建設方法ニ關シテハ大正十一年內務省令第二十七號ノ規定ヲ準用ス

第二十一條 屈曲部其ノ他必要ナル箇所ニハ信號及證明ノ設備ヲ爲スベシ

第二十二條 適當ノ距離毎ニ通信設備ヲ爲シ駐車場、給油所、事務員駐在所其ノ他必要ナル箇所トノ通信ヲ容易ナラシムベシ

第二十三條 特別ノ事由アル場合ニ於テハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ前各條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得
特別ノ事由アル場合ニ於テハ主務大臣ハ本令ニ依ラザル設計ヲ命ズルコトヲ得

附則 (昭和八年內務鐵道省令)

本令ハ自動車交通專業施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前工事ノ施行ニ付認可ヲ受ケタル一般自動車道ニシテ本令ノ規定ニ適合セザルモノハ本令第二十三條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

附則 (昭和十六年内務鐵道省令)

本令ハ昭和十五年法律第百六號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前工事ノ施行ニ付認可ヲ受ケタル一般自動車道ニ
シテ本令ノ規定ニ適合セザルモノハ昭和八年内務鐵道省令
一般自動車構造令第二十三條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受
ケタルモノト看做ス

專用自動車道設備規程

昭和八年八月五日鐵道省令第八號

第一條 專用自動車道ノ設備ハ本令ノ定ムル所ニ依ルベシ
但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ鐵道大臣ノ許可ヲ受ケ

本令ニ依ラザルコトヲ得

鐵道大臣ハ必要アリト認ムルトキハ本令ニ依ラザル設備
ヲ命ズルコトヲ得

第二條 專用自動車道ノ有效幅員ハ三米以上ト爲スベシ
有效幅員六米未滿ノモノニ在リテハ必要ニ應ジ待避所ヲ
設クベシ

第三條 曲線ノ半徑ハ百米以上ト爲スベシ但シ特殊ノ箇所

ニ於テハ六十米迄之ヲ短縮スルコトヲ得

第四條 視距ハ八十米以上ト爲スベシ但シ特殊ノ箇所ニ於

テハ六十米迄之ヲ短縮スルコトヲ得

第五條 曲線ノ半徑三百米以下ノ箇所ニ於テハ屈曲部ノ内

側ニ於テ有效幅員ヲ相當擴大シ路面ノ横斷勾配ハ片勾配

ト爲スベシ

片勾配ハ十二分ノ一ヨリ急ナルコトヲ得ズ

第六條 有效路面、橋梁、溝橋其ノ他ノ工作物ハ運轉スベ

キ自動車ノ通過ニ耐フル構造ト爲スベシ

第七條 專用自動車道ハ一般ノ道路、自動車道、一般通行

ノ用ニ供スル通路、鐵道、軌道等ト平面交叉ヲ爲スコト

ヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ適當ナル保安設備

ヲ設ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 一般自動車道構造令第二條乃至第四條、第七條、

第九條、第十條、第十二條乃至第十五條及第二十條ノ規

定ハ專用自動車道ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

自動車運送事業組合令

昭和十六年一月二十一日勅令第七十八號

第一條 本令ニ於テ組合又ハ聯合會ト稱スルハ自動車交通

事業法ノ自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ヲ謂フ

第二條 組合又ハ聯合會ハ其ノ名稱中ニ自動車運送事業組

合又ハ自動車運送事業組合聯合會ナル文字ヲ用フベシ

組合又ハ聯合會ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第三條 組合ノ創立總會ニ於ケル議決及役員ノ選任ハ設立

同意者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス但シ自動車交通事業法第十六條ノ十第一項但書ノ場合ニ於テハ各事業毎ニ設立同意者ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

設立同意者ハ創立總會ニ於テ代理人ヲ以テ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得

前項ノ代理人ハ設立同意者タルコトヲ要ス但シ法人タル設立同意者ハ其ノ業務ヲ執行スル役員又ハ支配人ヲ代理人ト爲スコトヲ得

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ提出スベシ

第四條 自動車交通事業法第十六條ノ十三第一項ノ規定ニ

依リ組合ノ設立ヲ命ゼラレタルトキハ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ鐵道大臣ノ指定スル期限迄ニ設立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ創立總會ニ於ケル議決及役員ノ選任ハ出席者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第五條 鐵道大臣自動車交通事業法第十六條ノ十三第二項

ノ規定ニ依リ定款ヲ作成シタルトキハ組合ノ理事及監事ヲ命ズ

前項ノ理事ハ遲滯ナク總會ヲ召集スベシ

前項ノ總會ニ於テハ組合設立當時ノ收支豫算及經費ノ分

賦收入方法ヲ議決スベシ

第六條 組合ノ理事及監事ハ組合員又ハ組合員タル法人ノ

業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ之ヲ選任ス但シ組合設立當

時ノ理事及監事ハ創立總會ニ於テ自動車交通事業法第十

六條ノ十二第一項ノ場合ニ在リテハ設立同意者又ハ設立

同意者タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ、第四條

第一項ノ場合ニ在リテハ組合員タル資格ヲ有スル者又ハ

組合員タル資格ヲ有スル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中

ヨリ之ヲ選任スベシ

特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事ハ前項ニ規定スル者

以外ノ者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第七條 組合員ハ總會ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會

議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ

組合ノ理事ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

組合ノ理事正當ノ理由ナクシテ前項ノ規定ニ依リ請求ア

リタル後二週間以内ニ總會招集ノ手續ヲ爲サザルトキハ

請求者ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得

第八條 自動車交通事業法第十六條ノ十八第一項第一號、

第二號及第七號ニ掲グル事項ノ議決ハ總會組合員ノ半數以

上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ之ヲ爲スコト

ヲ要ス

第九條 組合員ハ代理人ヲ以テ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス

前項ノ代理人ハ組合員タルコトヲ要ス但シ法人タル組合

員ハ其ノ業務ヲ執行スル役員又ハ支配人ヲ代理人ト爲ス

コトヲ得

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ組合ニ提出スベシ

第十條 組合員タル資格ヲ有スル者組合ニ加入セントスル

トキハ組合ハ正當ノ理由ナクシテ加入ニ困難ナル條件ヲ

附シ又ハ其ノ加入ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十一條 組合員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間前ニ

豫告ヲ爲シ組合ノ承諾ヲ得タル場合ニハ事業年度ノ終ニ

於テ脱退スルコトヲ得

組合ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十二條 組合ハ左ニ掲グル事由ニ因リテ解散ス

一 存立時期ノ滿了其ノ他定款ニ定メタル事由ノ發生

二 總會ノ決議

三 合併

四 破産

五 解散ノ命令

第十三條 第二十一條ニ於テ準用スル民法第七十九條及第

八十一條竝ニ産業組合法第四十條第二項(同法第四十二

條、第五十八條第三項及第六十四條ニ於テ準用スル場合

ヲ含ム)及第六十八條第二項ノ規定ニ依リテ爲スベキ公

告ハ裁判所ガ爲スベキ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以

テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十四條 本令ニ依リ登記スベキ事項ハ別段ノ規定アル場

合ヲ除クノ外其ノ事實ノ生ジタル日ヨリ主タル事務所ノ

所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ

三週間以內ニ之ヲ登記スベシ

本令ニ依リ登記スベキ事項ニシテ行政官廳ノ認可ヲ要ス

ルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起

算ス

第十五條 組合成立シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ

登記ヲ爲スベシ但シ組合員ヲシテ出資ヲ爲サシムル組合

ニ在リテハ前條第一項ノ期間ハ出資ノ第一回ノ拂込ノ終

了ノ日ヨリ之ヲ起算ス

登記スベキ事項左ノ如シ但シ自動車交通事業法第十六條

ノ十三ノ規定ニ依ル組合ニ在リテハ第三號及第四號ニ掲

グル事項竝ニ同法第十六條ノ十六第七號及第十五號ニ掲

グル事項、同法第十六條ノ二十第三項ノ規定ニ依ル組合

ニ在リテハ第三號及第四號ニ掲グル事項竝ニ同法第十六

條ノ十六第七號ニ掲グル事項ハ之ヲ登記スルコトヲ要セ

ズ

一 自動車交通事業法第十六條ノ十六第一號乃至第三號

第七號及第十五號ニ掲グル事項

二 事務所

三 出資ノ總口數及拂込ミタル出資ノ總額

四 自動車交通事業法第十六條ノ二十三第二項ノ規定ニ依ル組合ニ在リテハ各組合員ノ氏名又ハ名稱、住所及
各組合員方其ノ出資額ノ外責任ヲ負擔スル金額(保證
金額)

五 成立ノ年月日

六 理事及監事ノ氏名及住所

前項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ但シ前項第三號ニ掲グル事項ニ付テハ其ノ事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了ノ日ヨリ一月以内ニ之ヲ爲スコトヲ得

第十六條 組合ノ設立ノ登記ハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ

因リテ之ヲ爲スベシ

前項ノ登記ノ申請書ニハ定款及創立總會又ハ總會ノ決議録ノ謄本、出資ノ總口數ヲ證スル書面、出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面竝ニ理事及監事ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スベシ但シ自動車交通事業法第十六條ノ十三ノ規定ニ依ル組合ニシテ鐵道大臣ノ處分ニ因リテ

成立シタルモノニ在リテハ創立總會又ハ總會ノ決議録、謄本、出資ノ總口數ヲ證スル書面及出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面、同法同條ノ規定ニ依ル組合ニシテ鐵道大臣ノ處分ニ因ラズシテ成立シタルモノ又ハ同法第十六條ノ二十第三項ノ規定ニ依ル組合ニ在リテ出資ノ總口數ヲ證スル書面及出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

合併ニ因ル設立ノ登記ノ申請書ニハ前項ニ規定スル書面ノ外本令ニ依リ公告及催告ヲ爲シタルコト竝ニ異議ヲ出ベタル債權者アル場合ニ於テハ之ニ對シ辨濟ヲ爲シ又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ證スル書面ヲ添附スベシ

第十七條 組合ノ事務所ノ新設、移轉其ノ他登記事項ノ

更ノ登記ハ理事又ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ但シ合併又ハ出資一口ノ金額若ハ保證金額ノ減少ニ因リテ變更ノ登記ハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ

前項ノ登記ノ申請書ニハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ

申請人中ニ理事ノ職務ヲ行フ監事又ハ假理事アル場合ニ於テハ其ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スベシ

前條第三項ノ規定ハ合併又ハ出資一口ノ金額若ハ保證金額ノ減少ニ因ル變更ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第十八條 組合ガ第十二條第一號又ハ第二號ノ事由ニ因リ

テ解散シタルトキハ解散ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リ、同條第三號ノ事由ニ因リテ解散シタルトキハ解散ノ登記ハ解散シタルトキノ理事及監事ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ

前項ノ登記ノ申請書ニハ解散ノ事由ヲ證スル書面及前項前段ノ場合ニ於テ理事ガ清算人タラザルトキハ申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スベシ

第十六條第三項ノ規定ハ合併ニ因ル解散ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

組合ガ第十二條第五號ノ事由ニ因リテ解散シタルトキハ解散ノ登記ハ鐵道大臣ノ囑託ニ因リテ之ヲ爲スベシ

第十九條 組合ノ清算終了ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ

之ヲ爲スベシ

第二十條 本令ニ依リ登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滯ナク之ヲ公告スベシ

第二十一條 民法第四十四條第一項、第四十五條第二項第

三項、第四十八條、第五十條、第五十二條第二項、第五十四條、第五十五條、第五十九條第三號第四號、第六十

一條第一項、第六十二條、第六十四條、第六十六條、第七十條第一項、第七十三條乃至第七十六條及第七十八條

乃至八十三條、非訟事件手續法第三十五條第二項、第三十六條乃至第三十七條ノ二、第二百二十五條第一項（第六

四十一條及第七十七條ヲ準用スル部分ヲ除ク）、第五十條ノ二及第七十八條並ニ産業組合法第五條、第十

一條、第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第二十四條、第二十六條、第二十九條乃至第三十一

條ノ三、第三十六條、第四十條乃至第四十六條、第四十七條、第四十八條、第五十一條乃至第五十八條、第六十

二條第二項但書、第六十三條第一項、第六十三條ノ二、

第六十四條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條、第七十條乃至第七十三條、第七十四條第一項、第七十四條ノ二第一項、第七十七條第三項、第九十六條及第九十七條ノ規定（自動車交通事業法第十六條ノ十三ノ規定ニ依ル組合及同法第十六條ノ二十第三項ノ規定ニ依ル組合ニシテ同法第十六條ノ二十七條第一項ノ規定ニ依ル命令アリタルモノニ付テハ産業組合法第十條、第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第四十條乃至第四十三條、第四十四條第二項、第四十五條、第四十六條、第四十八條、第五十一條第三號乃至第五號、第五十二條乃至第五十八條、第六十二條第二項但書、第六十三條ノ二、第六十四條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條及第七十七條第三項ノ規定ヲ、自動車交通事業法第十六條ノ二十第三項ノ規定ニ依ル組合ニシテ同法第十六條ノ二十七條第一項ノ規定ニ依ル命令ナキモノニ付テハ産業組合法第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第四十條乃至第四十三條、第四十四

條第二項、第四十五條、第四十六條、第四十八條、第五十三條乃至第五十八條、第六十二條第二項但書、第六十八條及第七十七條第三項ノ規定ヲ除ク）ハ組合ニ之ヲ準用ス但シ産業組合法第二十四條中地方長官トアルハ行政官廳トス

第二十二條 本令中總會ニ關スル規定ハ自動車交通事業法第十六條ノ三十一ノ規定ニ依ル總代會ニ之ヲ準用ス

第二十三條 聯合會ノ創立委員會ニ於ケル議決及役員ノ選任ハ創立委員總數ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス
 第三條第二項乃至第四項ノ規定ハ創立委員ニ之ヲ準用ス
 第二項ノ規定ハ自動車交通事業法第十六條ノ三十四ニ於テ準用スル同法第十六條ノ十三ノ規定ニ依ル聯合會ニハ之ヲ適用セズ

第二十四條 聯合會ノ理事及監事ハ所屬ノ組合及聯合會ノ理事又ハ監事ノ中ヨリ之ヲ選任ス但シ聯合會設立當時ノ理事及監事ハ創立委員會ニ於テ其ノ聯合會ニ屬スベキ組合及聯合會ノ理事又ハ監事ノ中ヨリ之ヲ選任スベシ

特別ノ事由アルトキハ理事及監事ハ前項ニ規定スル者以外ノ者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第二十五條 第四條、第五條、第七條乃至第十三條、第十五條乃至第十九條及第二十一條ノ規定ハ聯合會ニ之ヲ準用ス

附則

第二十六條 本令ハ昭和十五年法律第百六號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十七條 昭和十五年法律第百六號附則第三條第一項ノ自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ノ名稱中商業組合又ハ商業組合聯合會ナル文字ハ本令施行ノ日ニ於テ自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ニ變更セラレタルモノトス

第二十八條 昭和十五年法律第百六號附則第三條第一項ノ商業組合又ハ商業組合聯合會ノ役員ニシテ本令施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ルモノハ自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ノ役員トシテ其ノ選任ニ付自動車交

通事業法第十六條ノ十八第二項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十九條 本令施行前昭和十五年法律第百六號附則第三條第一項ノ商業組合又ハ商業組合聯合會ニ付商業組合法ニ依リテ商業組合登記簿又ハ商業組合聯合會登記簿ニ登記セラレタル事項ハ本令施行ノ日ニ於テ之ヲ本令ニ依リ自動車運送事業組合登記簿又ハ自動車運送事業組合聯合會登記簿ニ登記セラレタルモノト看做ス

第三十條 前條ノ商業組合登記簿又ハ商業組合聯合會登記簿ニ登記セラレタル事項ニ關シ本令施行後變更等ノ登記ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ職權ヲ以テ其ノ登記簿ノ登記ヲ自動車運送事業組合登記簿又ハ自動車運送事業組合聯合會登記簿ニ移スベシ

旅客自動車運輸事業基準規程

(昭和八年八月五日鐵道省令第四號)
(昭和十六年一月三十日鐵道省令第一號)

第一條 旅客自動車運輸事業者ハ同一ノ運輸系統ト認ムベ

キ路線ノ區間ニ對シ其ノ運輸數量及料程ニ應ジ相當數ノ自動車ヲ備フルコトヲ要ス

旅客自動車運輸事業者ハ修繕其ノ他ノ場合ニ使用スル爲相當數ノ豫備車ヲ備フルコトヲ要ス

第二條 臨時ノ必要ニ因リ一月以内ノ期間ヲ限り經營スル旅客自動車運輸事業ニハ本令ノ規定ヲ適用セズ

附則 (昭和八年鐵道省令)

本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際自動車運輸事業ノ用ニ供スル自動車ハ第一條ノ規定ニ適合セザルモノト雖モ之ヲ使用スルコトヲ得

本令施行ノ際自動車運輸事業ノ用ニ供スル自動車ノ數ニシテ本令施行後二年ヲ經過スルモ第二條ノ規定ニ適合セザルトキハ免許ニ有効期間ヲ指定スルコトアルベシ

附則 (昭和十六年鐵道省令)

本令ハ昭和十五年法律第百六號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

次號以下に於ては旅客自動車運輸規程を掲載す



事五装舗路道トルアフスア

事五装舗トルアフターオウ剤乳青瀝

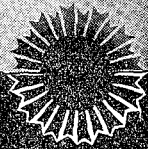
賣販理代トルアフターオウ・トルアフスア倉小

賣販造製グソイフルヒサア

社會式株木工市都

地番二目丁一橋京區橋京市京東

番八六二二(50)橋京 話電



昭和十六年四月二十五日
 昭和十六年五月二十三日
 第三種郵便物認可
 納本（每月一回）
 印刷日發行

東京丸の内二ノ八
 電話丸の内 1674



一般道路鋪装工事請負
 沥青乳劑製造販賣
 各種アスファルト販賣

出張所 大阪・門司・京城
 青森・札幌・金澤
 互場 横濱・大阪